【令和4年度 諮問第2号】

生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定(案)

生産緑地法に基づく特定生産緑地への移行

1 生産緑地地区とは

- 生産緑地とは、市街化区域内の農地を計画的に保全することにより、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成することを目的として、地権者の同意を得て、都市計画に定めることができる地域です。
- 生産緑地地区に指定されると、30年間、農地として管理することが義務付けられ、農地以外の利用ができませんが、固定資産税等の軽減措置や相続税の納税猶予措置を受けることができます。
- 本市は平成 4 年に 167 箇所 (23.1ha) 指定し、 平成 17 年の 177 箇所 (26.3ha) をピークに減少 傾向にあります。

3 移行状況

- 生産緑地の現存箇所数は全体で 168 箇所。
- R4.11.13 に 30 年の期限を終える H4年指定の生産緑地は 147 箇所。そのうち、特定生産緑地に移行申請済みのものは 134 箇所。
- 生産緑地の9割はH4年に指定されており、H4年指定の生産緑地は概ね特定生産緑地に移行申請済み。 <現存一覧表>

	生産緑地			特定生産緑地		
指定年度	現存箇所数	H4指定箇所の	全体面積(㎡)	特定生産緑地に	特定生産緑地に	特定生産緑地に
		拡充		移行	移行しない	移行した面積(㎡)
H 4	147	_	201,810	134	13	189, 130
H 5	3	2	4, 790	3	2	3,710
Н6	3	1	3, 390		(R6移行予定)	
H 7	3	1	4, 110	(R 7移行予定)		
H12	8	4	24, 610	(R12移行予定)		
H17	4	1	12, 400	(R17移行予定)		
計	168	9	251, 110	_	_	192, 840

2 特定生産緑地地区とは

- 特定生産緑地とは、移行から 30 年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、買取の申出が可能となる期日を 10 年延長した生産緑地です。
- 特定生産緑地に移行されると
 - ①固定資産税・都市計画税が農地並み課税。
 - ②相続税の納税猶予制度の適用が可能。
 - ③農地として適正な管理・保全義務
 - ④建築や宅地造成は基本的に不可。
- 移行要件は
 - ①生産緑地地区として適正に管理していること
 - →現地確認を行い、管理状況を把握
 - ②地権者全員の同意があること
 - →申請時に地権者全員の同意を確認

4 今回お諮りする箇所の概要

● 今回、ご意見を伺いたいものは、H5年に生産緑地に指定した5箇所(拡充も含む)のうち移行希望の3箇所になります。 <H5年指定の生産緑地>

● 箇所番号 24 小矢部 ・・・・・・・ 移行しない

● 箇所番号 128 太田和 ・・・・・・・・ 移行しない

● 箇所番号 168 大矢部 ・・・・・・・・ 移行希望

● 箇所番号 169 芦名 ・・・・・・・・ **移行希望**

● 箇所番号 170 津久井 ・・・・・・・・ 移行希望







